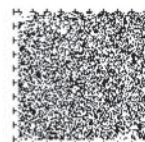


第 1 部

総 論



第1章 計画の策定にあたって

1 趣旨

富山市では、これまで、「すべての人が暮らしやすい社会、ノーマライゼーション社会の実現」の基本理念のもと、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進してきました。

国においては、平成26年の障害者権利条約の批准、平成27年に障害者総合支援法施行3年後の見直し、平成28年4月の障害者差別解消法ならびに改正障害者雇用促進法、成年後見利用促進法の施行、平成28年6月の障害者総合支援法および児童福祉法の改正、同年8月の発達障害者支援法の改正等、障害者を取り巻く多くの法整備が行われてきました。特に、平成28年6月の児童福祉法の改正では、新たに、「障害児福祉計画」を策定することが自治体に義務づけられました。

そこで、これまでの本市の取組に加え、国の動向を加味し、新たに、「第5期障害福祉計画」および「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

- ①この計画は、障害者総合支援法第88条に定める「障害福祉計画」および児童福祉法第33条に定める「障害児福祉計画」であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。
- ②この計画は、「富山市障害者計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しており、市の上位計画である「富山市総合計画」の部門計画として位置づけられます。

第2次富山市総合計画

1 基本理念 安らぎ・誇り・希望・躍動

2 まちづくりの目標

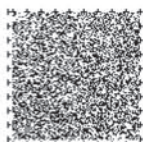
- I すべての人が輝き安心して暮らせるまち
- II 安心・安全で持続性のある魅力的なまち
- III 人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち
- IV 共生社会を実現し誇りを大切にす協働のまち

第3次富山市障害者計画

- I ノーマライゼーション理念の普及のために
- II 生活の質の向上のために
- III 自立と社会参加を促進するために
- IV バリアフリー化を促進するために
- V 推進基盤の整備

第5期 富山市障害福祉計画

第1期 富山市障害児福祉計画



(2) 計画の範囲

項目	根拠規定	計画の性格	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32
障害者計 画	障害者基本法 第11条	国の障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本としつつ、本市の障害者の状況等を踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画（基本計画・方向性）	第3次 富山市障害者計画					
障害福祉計 画	障害者 総合支援法 第88条	国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して定める計画（実施計画・数値目標）	第4期富山市 障害福祉計画			第5期富山市 障害福祉計画		
障害児 福祉計画	児童福祉法 第33条の20	国の定める基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画（実施計画・数値目標）	—			第1期富山市 障害児福祉計画		

①この計画の対象は、

- ・ 障害福祉計画にあたっては、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人を含みます）および難病患者等です。
- ・ 障害児福祉計画にあたっては、18歳未満の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人を含みます）および難病患者等です。

②この計画の対象地域は富山市ですが、富山県が策定した「富山県障害者計画」で定められた富山障害保健福祉圏域に属する市町村と連携しながら推進します。

(3) 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とします。

3 計画の策定方法

(1) ニーズ等の把握

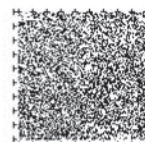
計画策定に伴い、平成29年4月から10月までの期間に合計20の障害者団体等にヒアリングを実施し、ニーズの把握を行いました。

(2) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議機関として「富山市障害者自立支援協議会」をあて、事務局は福祉保健部障害福祉課が担当しました。また、障害児福祉計画については、「障害児福祉計画策定懇話会」において意見聴取を行いました。

(3) 計画の体系化

現在、第3次障害者計画期間中（平成27年度から平成32年度）であり、基本目標のもと、7つの基本視点と5つの分野別基本計画をもとに推進しています。第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画では、これらのものを基本に、さらに成果目標達成のために、平成30年度から平成32年度までに重点的に取り組むことを中心に施策の体系化を図りました。



第3次障害者計画

基本目標

身体や精神の障害の有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するのが普通である社会、すなわち、「ノーマライゼーション社会」の実現を目指します。

計画策定・推進の7つの基本的視点

1 市民参加によるノーマライゼーション社会の実現

障害および障害のある人に対する理解を深めることにより、すべての人々の心の壁を取り除き、市民の一人ひとりが障害のある人を取りまく問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会を目指します。

2 在宅生活・地域生活の重視

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅サービスの充実、日中活動の場の確保、生活の場の確保に努めます。さらに、施設入所者や精神障害者長期入院患者等で退所（院）を希望する人の地域生活への移行を支援します。

3 障害の特性に応じた支援

障害のある人のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な支援を推進するとともに、介護給付の対象となっていない生活機能の低下している人に対しても、その生活機能に応じた支援に努めます。

4 障害の重複化・重度化および障害のある人の高齢化への対応

重度の身体障害と知的障害が重複した人、医学的な療養を必要とする障害のある人、強度の行動障害のある人たちが基本的人権をもつ一人の人間として生活ができるよう、その生活の質の向上に努めるとともに、高齢で障害のある人については、介護保険制度等の高齢者施策と連携を図りながら、生活の質の向上を目指します。

5 ライフステージに沿った総合的な施策の推進

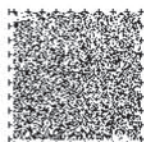
障害のある人に関する施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野にまたがっており、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

6 すべての人にやさしいまちづくり

だれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方のもとに、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できるまちづくりを進めます。

7 連携の強化と役割の明確化

国、県、障害保健福祉圏域の市町村、サービス提供事業者、民間団体、市民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に密接な連携を図りながら、一体となって障害者施策を推進します。



5つの分野別基本計画

1 ノーマライゼーション理念の普及のために

ノーマライゼーション理念を浸透させるため、さまざまな機会を利用して啓発・広報活動を行っていきます。また、学校教育、社会教育において、障害者問題への理解を深める福祉教育を推進します。

- 施策**
- 差別の解消（障害者問題の理解促進/障害を理由とする差別の禁止/福祉教育の推進）
 - 権利擁護の推進（権利擁護システムの構築/市民参加・政治参加）
 - 虐待の防止（障害者虐待に関する正しい理解の普及/虐待防止に向けた体制整備）
 - ボランティア活動（ボランティア意識の醸成/ボランティアの育成）

2 生活の質の向上のために

利用者本位の考え方に立って、個々のライフステージにあわせた保健・医療、生活支援サービスの充実に努め、すべての障害のある人に豊かな地域生活の実現に向けた取組を推進します。

- 施策**
- 相談・情報提供（総合的な相談体制の充実/情報提供の充実/意思疎通手段の確保）
 - 保健・医療（障害の予防と早期発見・早期治療の推進/健康管理・増進施策の充実/医療サービスの充実/リハビリテーションの充実/精神保健・医療施策の充実）
 - 生活支援サービス（在宅サービスの充実/生活の場の確保・充実/施設サービスの見直し/福祉用具等の利用促進/経済的支援）

3 自立と社会参加を促進するために

障害のある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた学習の機会の確保、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の増大を図っていきます。

- 施策**
- 療育・教育（療育・幼児教育の充実/学校教育の充実/社会教育の充実）
 - 雇用・就労（一般就労の拡大と支援/福祉的就労の支援）
 - スポーツ・レクリエーション、文化（スポーツ・レクリエーションの振興/文化活動への参加促進/公共施設の有効利用）

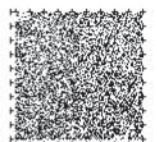
4 バリアフリー化を促進するために

住宅を含む建築物や道路の段差の解消、エレベーターの設置、出入り口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたっては、車いす使用者、目や耳の不自由な人たちのために特別に行うのではなく、利用するすべての人に配慮するというユニバーサルデザインの考え方が必要です。すべての人にやさしいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための主要な施策と位置づけ、積極的に取り組みます。

- 施策**
- すべての人にやさしいまちづくり（公共交通機関の整備/みちの整備/建築物の整備/公園、水辺空間等オープンスペースの整備）
 - 住環境の整備（民間住宅への助成/市営住宅の改善等）
 - 防災・防犯対策（在宅の障害のある人に対する防災対策/障害者施設における防災対策/防犯対策の推進）

5 推進基盤の整備

計画を推進していくためには、特に保健・福祉分野に多くの人材が必要です。こころのこもったサービスを提供できる従事者の確保と養成を図ります。また、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範囲な分野や、国・県・障害保健福祉圏域の市町村、関係団体などとの密接な連携のもとに、総合的・計画的な推進を図ります。



4 基本理念

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ノーマライゼーション社会」の実現を目指す富山市障害者計画、国の基本指針における基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定し、推進します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業ならびに障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障害の種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービスは、身体障害、知的障害および精神障害ならびに難病患者等という障害種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを提供するものです。また、本市は市街地から山間地までを含む広大な市域を有していますが、障害のある人が本市のどこに住んでいても適切なサービスを受けることができるサービス提供体制の充実に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

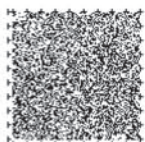
地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めます。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を推進していきます。

また、地域精神医療保健福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

(4) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ・地域の実情に応じた、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ・人工呼吸器を装着している障害のある子どもやその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子どもが保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう



にする等、専門的な支援を要するものに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を推進していきます。

(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。このため、障害のある子どもおよびその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援を実施するとともに、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害のある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

